

「石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」

第2条 非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

(単位:円)			
区分		報酬	
		月額	日額
(1) 教育委員会	委員長	52,000	
	委員(教育長である委員を除く。)	43,000	
(2) 選挙管理委員会	委員長	36,000	
	委員	31,000	
(3) 監査委員	議会選出	41,000	
(4) 農業委員会	会長	47,000	
	委員	36,000	
(5) 公平委員会	委員長		7,800
	委員		7,000
(6) 固定資産評価審査委員会	委員長		6,900
	委員		6,100
(7) 選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に規定する額	
(8) 市が委嘱する医師		予算の範囲内で市長が定める額	
(9) 介護認定審査会	会長		16,900
	委員		12,000
(10) 上記以外の法令等により設置され、又は選任された委員	委員会等の長		6,900
	委員会等の委員		6,100
(11) その他非常勤の職員		300,000 以内	10,000 以内